

# 意匠の品質管理について

審査第一部 意匠課 企画調整官 綿貫 浩一

**抄録**

本稿では、特許庁全体として取り組んでいる審査の品質管理のうち、意匠審査における品質管理の概要について説明するとともに、意匠審査の特徴についてもご紹介したいと思います。

## はじめに

私は昨年4月から意匠の品質管理業務に携わってきました。それまでの私が思い描く品質管理のイメージといえば、工場で製品を出荷する際の不良品チェックであり、生産現場で用いられるワードという認識でしたので、特許庁で行う審査業務が果たして品質管理に該当するのか、モヤモヤしていたことを覚えています。ずぶの素人の私でしたが、ここ1年あまりの経験から得た知識を基に、意匠の品質管理についてご紹介したいと思います。

## 意匠審査について

意匠の品質管理に関する取組の前に、簡単に意匠審査についてご説明します。

意匠の審査は審査第一部の意匠部門で行っていま

す。意匠部門は意匠の物品分野別に3つの審査室が設けられ、約50名の審査官が意匠審査を行っています(図1参照)。なお、今年の4月から、審査室名が変わりました(産業意匠⇒情報・交通意匠、民生意匠⇒環境・基盤意匠、生活意匠⇒生活・流通意匠)。

意匠審査の特徴として、バッチ審査と呼ばれる方法で審査を行っています。これは審査を1件ずつ行うのではなく、一定期間の意匠出願をまとめて審査する方法で、1回あたり(=1バッチ)で数十件から百数十件の意匠出願の審査を行います(図2参照)。バッチ審査は意匠審査において、先行意匠調査の効率性を上げるために採用されている(1件ずつの審査では、大量の先行意匠の調査を何度も行うことになってしまいます)わけですが、同時期に出願された意匠を一人の審査官がまとめて審査を行うため、出願案件のデザイントレンドの把握や、審査

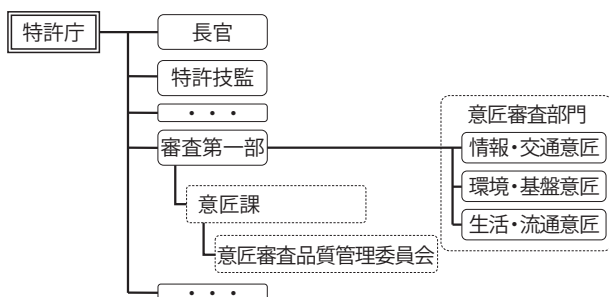


図1

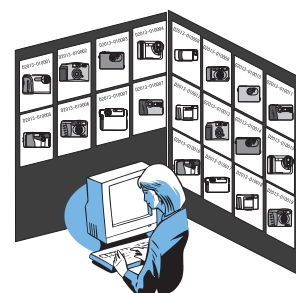


図2 バッチ審査のイメージ

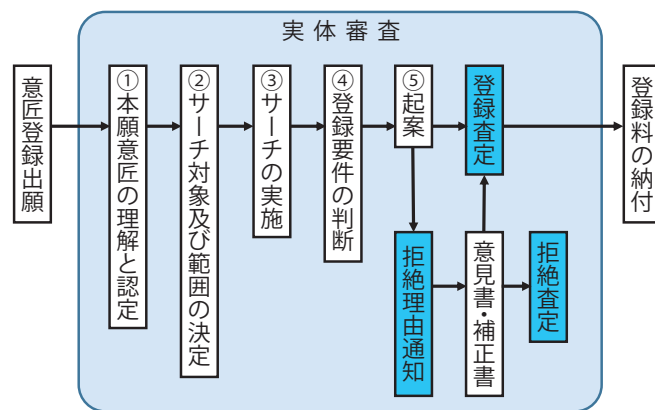


図3

の質に関する判断のばらつきをなくすことが出来るため、有用な審査手法と言えます。

バッチ審査という審査手法は意匠審査独自のものですが、個々の案件に対する審査については特許審査と同様です。つまり、意匠審査官は、意匠審査として①本願意匠の理解と認定（出願案件に対する日本意匠分類の付与・確定）、②サーチの対象及び範囲の決定（先行意匠調査を行うためのサーチ範囲の特定）、③サーチの実施、④新規性・創作性等の登録要件の判断、⑤拒絶理由通知・登録査定等の起案、について、法令・指針等に従って統一かつ的確に遂行しています（図3参照）。

意匠審査では上記④（新規性・創作性等の登録要件の判断）の結果を、起案時に拒絶理由通知等へ反映させるシステム（意匠の検索システムと起案システムとの連携）を2000年から導入しています。これにより自動的に入力可能な情報については機械的に行う事が可能であり、⑤（拒絶理由通知・登録査定等の起案）については、審査官が判断根拠を記入すれば概ね完成する仕組みになっています。

例えば、③（サーチの実施）の結果、拒絶の理由を発見した場合には、対象となる引用文献を意匠検索システム上で選択すると、様々なチェック（引用文献として適切かどうかの日付チェック、出願資料の場合は同一出願人かどうかのチェック、拒絶の理由となる対応条文の組み合わせチェック、適用法チェック、等）が行われます。これらのチェック機能により、日付の間違いや条文の適用ミスを防ぐことができ、ケアレスミスの防止につながっています。

もちろん、システムチェックに頼るだけでなく、審査官の起案は、その審査官が所属する審査室の所属長（審査長または上席総括審査官）が、当該処分等に係る書面の内容の確認（法令・指針等に適合しているか）等、意匠審査の実体的・形式的チェック（＝決裁）を実施しており、必要に応じて起案の差戻し（＝修正）や指導を行っています。また、審査官と所属長（＝決裁者）とは、案件の処理方針等について日常業務の中で随時相談等を行っていますが、そのような議論の中でも審査部門全体にフィードバックすることで審査の品質向上につながるような情報については、審査官と決裁者間の「案件協議」として情報を集約し、審査部門への情報共有を行っています。

### 意匠審査の品質管理について

意匠審査の質の維持・向上を図るためには、意匠審査で実施している（1）各審査室において所属長の決裁等を通じて行われている個々の案件の品質チェックだけでなく、（2）審査結果の分野横断的かつ客観的な分析を通じたチェック、さらには（3）その分析に基づく改善点の方針決定、そして（4）その方針に基づく新しい施策の策定、のそれぞれが機能し、審査の実施に結びつけるといったサイクルを実現することによって、全体として審査の質の継続的な改善（品質管理）を図ることが重要です。そのためにも、適切なプロセスを経ることで品質も良くなるという考えに基づき、特許庁全体として審査の品質管理についてはプロセス管理を中心に行っ



ています。

まずは、品質管理については様々な手法を用いて潜在的な問題を顕在化させていくことが不可欠であるため、意匠課では、意匠審査品質管理委員会を平成22年から設置し、意匠審査の維持・向上に努めています。当該委員会は、3審査室の所属長（審査長と上席総括審査官）からなる委員（上席審査長が委員長）と事務局により構成し、意匠審査の質の分析・評価等を行っています。具体的には意匠課で行っている、意匠審査に関する各種データ収集・分析結果から、審査業務の改善点を明らかにし、意匠課内の関連部署への情報提供を行っています。

また、品質管理の基本原則等、職員への周知も重要です。そこで、特許・商標と同様に、意匠についても意匠審査の質を維持・向上するための、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を平成26年8月に策定しました。さらに、意匠審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文章化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に「品質マニュアル」を策定し、同年12月に公表しました。「品質ポリシー」「品質マニュアル」とも、策定後には意匠審査官（補）への周知を行うとともに、昨年からは意匠審査官（補）を対象とした、「意匠審査の品質管理に係る取組と現状について」の意匠課内研修を毎年実施し、品質管理に関する意識の醸成を図っています。

意匠審査の品質管理のために行っている主な取り組みは以下の通りです。

## (1) 品質監査

意匠審査では、判断・起案に関する品質監査とサーチに関する品質監査を行っています。

まず、判断・起案に関する品質監査では、審査のアウトプットの品質をチェックするとともに、今後の改善に役立てることを目的として、品質管理官による品質監査を実施しています。この品質監査では、法令や審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかという観点で、意匠の全審査室において実施しています。意匠における品質監査は、個別案件の審査処理期間への影響を考慮して、現在は年間2回、出願

件数に対して0.5%を超える件数を目標に実施しており、決裁が完了した案件（①拒絶理由通知後に登録査定となった案件、②拒絶査定案件、③手続きの中に補正却下の決定を含む案件、④即登録（拒絶理由通知なく登録となった）案件）が品質監査の対象となります。

また、サーチに関する品質監査については、審査継続中の案件を対象に、サーチの適切性についてのチェックを行うとともに、どのようなチェック手法が適切か検討するために、試行的に実施しています。

## (2) ユーザー評価調査

意匠審査の質に対する課題を把握し、施策・取組を改善することを目的に、特許庁としてのユーザー評価調査を行っています。意匠についても昨年度から特許・商標と同様に、意匠審査全般の質についての調査（A票）と、特定の出願における意匠審査の質についての調査（B票）を実施しています。

調査票における各項目は、内容に応じて「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の5段階評価、もしくは「良くなってきている」「変化していない」「悪くなってきている」の3段階評価にて回答を依頼し、5段階評価の「不満」または「比較的不満」の場合、3段階評価の「良くなってきている」「悪くなってきている」の場合には、その理由を記入していただきました。

昨年度のA票（意匠審査全般の質について）では、主に以下の内容をお聞きしました。

### 【A票】

- ①最近（1年程度）の意匠審査全般の質について（5段階評価）
- ②意匠審査全般の質について、最近（1年程度）の印象変化（3段階評価）
- ③意匠審査の質に関する、各項目1～9の評価（5段階及び3段階評価）
  1. 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について
  2. 先行意匠調査について
    - 2-1. 先行意匠調査について、最近（1年程度）の印象変化
  3. 拒絶理由通知等の記載について

- 3-1. 拒絶理由通知等の記載について、最近（1年程度）の印象変化
- 4. 拒絶査定に記載について
- 5. ばらつきのない判断について
- 6. 審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）について
- 7. 上記1～6のうちで、特許庁として特に充実した審査に向けて注力した方がよい項目と理由
- 8. 意匠審査の質について、他国特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点
- 9. 意匠審査の質について、日本国特許庁よりも他国特許庁の方が優れていると感じる点

また、B票（特定の出願における意匠審査の質について）では、回答者ご自身が選んだ案件について、主に以下の内容をお聞きしました。

**【B票】**

本件意匠出願に関する審査の質について（5段階評価）

- 1. 満足・比較的満足の点及びその理由
  - ・拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧で分かりやすい
  - ・新規性・創作性に関する記載が適切である
  - ・サーチ範囲・サーチ結果が適切である
  - ・審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）が有用であった
  - ・その他
- 2. 比較的不満及び不満である手続き及びその理由  
 手続き：拒絶理由通知・登録査定・拒絶査定  
 理由：

- A：拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない
- B：拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない
- C：工業上の利用可能性、「意匠」に該当するかどうか（第3条1項柱書）に関する説明が十分でない
- D：新規性を欠いている理由についての説明が十分でない
- E：創作性を欠いている理由についての説明が十分でない
- F：創作性における引用文献が必要以上に多く提示されている
- G：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある
- H：登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている
- I：登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる
- J：審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）に不満がある
- K：その他

このうち、A票でお聞きした『最近（1年程度）の意匠審査全般の質について』と、次の6項目『1.意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について』『2.先行意匠調査について』『3.拒絶理由通知等の記載について』『4.拒絶査定に記載について』『5.ばらつきのない判断について』『6.審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）について』の評価結果は、図4及び図5のようになりました。

なお、昨年度のユーザー評価調査の全体結果は特

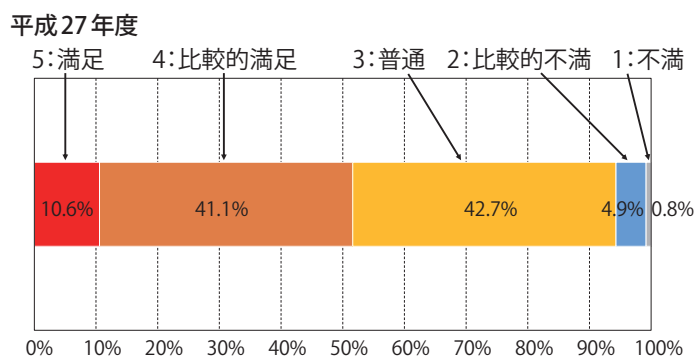


図4 意匠審査の質全般の評価

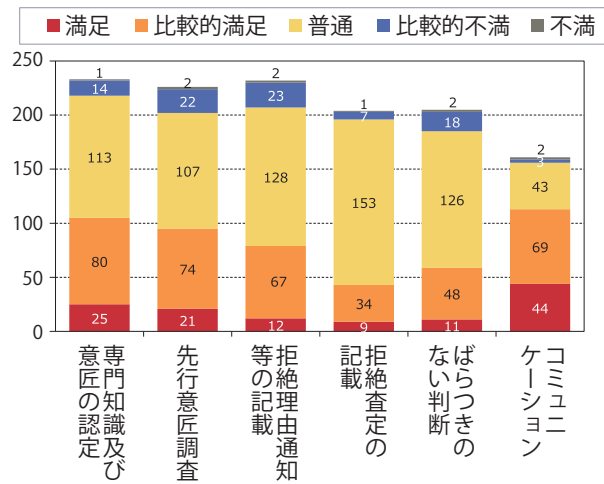


図5 意匠審査における個別の評価項目への評価

許庁ホームページ ([http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/chousa/ischo\\_sinsa\\_h27.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/chousa/ischo_sinsa_h27.htm)) に掲載しています。

これら調査結果からは、審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることが、納得感の高い結論を得るためには重要であるということがわかりました。よって、ユーザーニーズの把握のため、今後もこのようなユーザー評価調査を行っていきたいと考えています。

### (3) 審判関連のデータ収集

審決情報を含む意匠審判関連データ及び無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、意匠審査部門に提供しています。また、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、審査の現状・改善すべき点の把握を行っています。

### (4) 自己管理のための統計データ

意匠審査官の自己管理のため、審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できる形にして提供しています。

### (5) 案件協議

審査時の案件の処理方針等について、日常業務の中で審査官と所属長（決裁者）とは随時相談等を行っています。そのような議論の中にも、意匠審査部門全体にフィードバックすることで審査の品

質の向上につながるような情報については、審査官と決裁者間の協議（案件協議）として顕在化させ、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等を行っています。

案件協議としては、平成26年7月から運用を開始し、以下の条件に合致する案件については必ず決裁者との案件協議を実施することとしています。

- (ア) ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件
- (イ) 手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件
- (ウ) 中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件
- (エ) 模倣品対策のための早期審査対象案件
- (オ) 国際意匠登録出願案件

また、決裁者と協議した結果、以下の場合には担当審査官が協議結果のメモを作成し、意匠審査品質管理委員会で情報を集約し、必要に応じてフィードバックの実施を行っています。

- (a) 結論が変更された場合
- (b) 再サーチの必要が発生した場合
- (c) 情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合

### 最後に

平成25年6月7日に閣議決定された知的財産政策に関する基本方針において、「国内外の企業や人

を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと」が目標として掲げられ、同月14日に閣議決定された日本再興戦略においても、知的財産戦略の強化が成長戦略の大きな柱の一つとして取り上げられました。そして、翌年6月24日には『日本再興戦略改訂2014』が閣議決定され、その中でも「引き続き世界最高の知財立国を目指す」とされています。

世界最高の知財立国を目指すためには、意匠審査においても「世界最高品質の意匠審査」を持続的に提供することが必要であり、特に、出願された意匠を十分に理解し、必要十分な国内外のサーチ及び登録要件に関する的確な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、意匠の創作レベルに見合う広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な（役に立つ）意匠権の設定を推進していくことが重要です。よって、これまで述べてきたような様々な取組を通して意匠審査の品質管理を実施することが、意匠審査の質の維持・向上に繋がっていくものと考えています。

また、意匠審査は世界的に見ると無審査国が多く、実体審査を行っていたとしても日本のように品質の管理まで徹底している国はありません。我が国ユーザーの円滑かつグローバルな事業展開を支援するためには、日本の特許庁のみならず、海外の特許庁においても、意匠審査の質の維持・向上が図られることが重要です。そのため、国際的に信頼される質の高い意匠権の設定に資するよう、意匠審査の質を維持・向上させて、審査結果を早期に発信するとともに、国際会合等を通じた海外特許庁との情報共有、さらには品質ポリシーや質の向上施策・取組を紹介し、国際的な意匠審査の品質の向上に貢献することで、日本国特許庁の意匠審査の質への信頼感を作り上げていきます。こうした取組により、各国の意匠審査の質のばらつき低減を図ることができ、結果として、我が国企業の海外における権利取得の予見性を高めることが可能となります。

これら様々な取組をもとに、品質管理に対する意識の醸成を図りつつ、これまでと同様、日々の努力とともに着実に審査を行っていくことが出願人等の信頼を得ることに繋がっていく、これこそが意匠審査に携わる者として大切なことではないかと考えています。

## profile

綿貫 浩一（わたぬき こういち）

平成8年4月	特許庁入庁（審査第一部 生活用品）
平成12年4月	審査第一部 産業機器 審査官
平成26年4月	審判官（審判34部門）
平成27年4月	意匠課課長補佐（企画・品管担当）
平成28年6月	企画調整官